

企業年金ノート

目次
年金制度改革法案について



年金制度改革法案について

1. はじめに

平成16年2月10日に、「国民年金法等の一部を改正する法律案」が第159回国会に提出されました。概ね、平成15年11月17日に「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」と題して示された年金改革案の内容に沿ったものとなっています。

なお、第159回国会の会期内に法案が成立するかどうかは微妙な情勢との観測もあります。また、法律案で政省令によることとされている箇所がありますが、その政省令の内容はまだ明らかになっておりません。

2. 年金制度改革法案の概要

「国民年金法等の一部を改正する法律案」は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/159.html>）に公開されています。その中の資料を引用しつつ、法案の概要を以下にご紹介します。

(1) 給付と負担の見直し

基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする。
(その道筋として、平成16年度から引上げに着

手し、平成17年度及び平成18年度に更に適切な水準へ引き上げるとともに、平成21年度までに引上げを完了する。)

財政検証の実施

少なくとも5年ごとに、年金財政の現況及びおおむね100年程度の間（財政均衡期間）にわたる年金財政の検証を行う。

保険料水準固定方式の導入等

< 保険料水準固定方式の導入 >

○ 厚生年金及び国民年金の将来の保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みとする。

< 厚生年金の保険料 >

○ 厚生年金の保険料率は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%とする。

< 国民年金の保険料 >

○ 国民年金の保険料（月額）は、平成17年4月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29年度以降は16,900円（平成16年度価格）とする。

< マクロ経済スライドの導入 >

○ 前述（1）において財政の均衡が保たれないと見込まれる場合には、政令で定める調整

期間の間、年金額を調整する。社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整（マクロ経済スライド）する。（ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持）

【マクロ経済スライド】

- ・新規裁定者の改定率：手取り賃金の伸び率 - スライド調整率^(*)
- ・既裁定者の改定率：物価の伸び率 - スライド調整率^(*)
- *スライド調整率：公的年金全体の被保険者数の減少 + 平均的な年金受給期間（平均余命）の伸びを勘案した一定率

- 標準的な厚生年金（夫婦の基礎年金を含む）の世帯の給付水準は、少なくとも現役世代の平均的収入の50%を上回るものとする。

（注）マクロ経済スライドの行われる期間（調整期間）以外の期間における、年金額の改定や標準報酬の再評価率の改定の方法等に関する規定も、法律案に追加された。（【補足説明】ご参照）

（2）多様な生き方、働き方に対応した制度の導入 在職老齢年金制度の見直し等

- 60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度について、在職中の一律2割支給停止を廃止する。（平成17年4月1日施行）
- 70歳以上の被用者の厚生年金給付については、60歳台後半の被用者と同様、賃金と老齢厚生年金の合計額が現役男子被保険者の平均的収入を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。（保険料負担は求めない。）（平成19年4月1日施行）
- 65歳以降の老齢厚生年金について繰下げ制度を導入する。（平成19年4月1日施行）
短時間労働者への厚生年金の適用拡大
就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状

況、短時間労働者が多く就業する企業への影響や雇用への影響などに配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講じられるものとする。（法律案の附則第3条に規定）

次世代育成支援の拡充（平成17年4月1日施行）
子が3歳に達するまでの間、

- (ア) 育児休業期間について保険料を免除する。
- (イ) 勤務時間の短縮等により標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなす措置を講じる。

女性と年金

- (ア) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割（平成20年4月1日施行）

- ・被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料については、被扶養配偶者と被保険者が共同して負担したものであることを基本的認識とする。
- ・第3号被保険者期間（施行後の期間）については、離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金（保険料納付記録）の2分の1を分割できるものとする。

- (イ) 離婚時の厚生年金の分割（平成19年4月1日施行）

- ・離婚した場合の厚生年金については、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるものとする。（保険料納付記録につき、当事者双方の婚姻期間中の合計額の半分を上限）

（注）厚生年金基金が支給義務を負っている年金について、上記（ア）又は（イ）による分割が行われたときは、国は政令で定める額を厚生年金基金から徴収する。

- (ウ) 遺族年金制度の見直し（平成19年4月1日施行）

- ・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として

支給する仕組みに改める。

- ・子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とする。併せて、中高齢寡婦加算の支給対象については、夫死亡時40歳以上とする。

障害年金の改善（平成18年4月1日施行）

障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金の併給を可能とする。

(3) その他の改正事項

国民年金保険料の徴収対策の強化

国民年金保険料の徴収について、所得に応じた多段階免除制度の導入（平成18年7月1日施行）、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入（平成17年4月1日施行）、市町村からの必要な所得情報の取得を容易にすること等の制度的対応を行う。

年金制度の理解を深めるための取組み（平成20年4月1日施行）

保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報情報を被保険者に分かりやすい形で定期的に通知するものとする。（ポイント制）

3号被保険者の特例届出（平成17年4月1日施行）

過去の第3号被保険者の未届期間について特例的に届出をすることができることとし、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

物価スライド特例措置（1.7%分）の解消

過去3年分の物価スライドの特例措置（1.7%分）については、平成17年度以降、物価が上昇する状況の下で解消する。

(4) 企業年金関係

厚生年金基金の安定化（平成17年4月1日施行）

- 免除保険料の凍結を解除する。
- 年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例、

【補足説明】マクロ経済スライドの行われる期間（調整期間）以外の期間における国民年金の改定率及び厚生年金の再評価率の改定等の概略

- 国民年金の改定率（厚生年金の場合は、標準報酬月額・標準賞与額に乘じる再評価率）は、毎年度、
物価変動率 × 名目手取り賃金変動率
(名目手取り賃金変動率 = 物価変動の要素を除いた賃金の変動率 × 可処分所得割合変化率)
を基準に改定される。
但し、再評価率については、
当該年度：前年度におけるその年度の再評価率 × 可処分所得割合変化率を基準に設定
当該年度の前年度：可処分所得割合変化率を基準に改定
当該年度の前々年度：物価変動率 × 可処分所得割合変化率を基準に改定
- 受給権者が65歳に達した年度の3年後の年度以後は、物価変動率を基準に改定される。
但し、再評価率については、
当該年度の前年度：可処分所得割合変化率を基準に改定
当該年度の前々年度：物価変動率 × 可処分所得割合変化率を基準に改定
- これらの改定等の措置は政令で定められる。

納付の猶予等の特例を、3年間の時限措置として認める。

- 新設基金の規約や変更規約は、遅滞なく、適用事業所に使用される被保険者に周知させなければならない。
- 社会保険庁長官は、基金又は厚生年金基金連合会に対し、老齢年金給付に関して必要な情報の提供を行う。
- 年金給付等積立金の額が政令で定める額を著しく下回る基金であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの（「指定基金」）は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画（「健全化計画」）を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- 厚生年金本体との財政中立化のための措置を講じる。

- ・転がし方式の最低責任準備金額が、過去期間代行給付現価の額（その算定方法は政令で定められる）に照らし、政令で定める額を下回る場合…国から厚生年金基金へ財源手当（その金額は政令で定められる）を行う。
- ・転がし方式の最低責任準備金額が、過去期間代行給付現価の額に、政令で定める率を乗じた額を上回る場合…代行保険料率算定にあたって、当該上回る額を収入に含めて算定する。

確定拠出年金の改善

中途引出しの要件を緩和して、個人別管理資産が政令で定める額以下の者について、脱退一時金を請求できることとする（平成17年10月1日施行）。拠出限度額の引上げを行う（政令事項）。

企業年金のポータビリティの向上（平成17年10月1日施行）

厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）において年金として受給できる途を開く。また、厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金への加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

適格退職年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換（平成17年4月1日施行）

適格退職年金から中小企業退職金共済へ移行する場合の引渡金額に関する要件等が緩和された。適格退職年金の加入者期間に応じて、引渡金額に上限が設けられていたが、その要件が廃止された。

（注）中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づく退職金制度である。この事業の運営に当たっているのが、独立行政法人勤労者退職金共済機構（平成15年10月に独立行政法人に移行）である。

企業年金ノート No.431

平成16年3月 りそな信託銀行発行

年金信託部

〒100-8112 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL 03(5223)1992

〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL 06(6268)1866

りそな信託銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resona-tb/>】

りそな信託銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、企画部までお問い合わせ下さい。（TEL 06(6268)1810）

受付時間…平日 9:00～17:00

土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。